

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年1月15日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中8名出席し、その氏名は次のとおり

尾上昭則 野田稔 由喜門尊 藤原由果
木下泉 石黒五月 久山英之 藤澤美芳

欠席委員

太田修 大森茂利

4. 農地利用最適化推進委員

山本満政 服部千敏 松本英樹 山本和博
松尾頼男 山崎徹 立岡元 佐藤辰也
岡崎浩 田中伸五 梶原太郎 原田敏一
鷹取美春 大森幹男 福池正美 藤原和正
射越誠一 茂成和延

欠席委員

山本祐章

5. 議事に参与した者

事務局長 服部博昭

事務局 蒲直之

事務局 溝邊和典

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・利用権移転)

その他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） あけましておめでとうございます。寒い中、令和2年最初の総会にみなさんお集まりいただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、太田委員、大森委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに尾上委員、野田委員、よろしくお願ひします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「神奈川県川崎市麻生区細山■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍2603」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は226㎡。「牛窓町鹿忍2789-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2,606㎡。「牛窓町鹿忍2790」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は16㎡。「牛窓町鹿忍2815-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は641㎡。「牛窓町鹿忍2824」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は937㎡。「牛窓町鹿忍2828」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は279㎡。「牛窓町鹿忍4286-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は405㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は0㎡。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が耕作、維持管理をしており、今後も同様に譲受人の「■■ ■」さんが「田」および「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町福中■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「岡山市東区可知■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。
農地の所在地は「邑久町福中150-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,169㎡。「邑久町福中151-4」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は110㎡。「邑久町福中152-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,742㎡。「邑久町福中228-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は489㎡。「邑久町福中491」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は951㎡。「邑久町福中498」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は641㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は113,183㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が「田」として耕作しており、今後も同様に、譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作、維持管理を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町大富■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町大富■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町大富728」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は326㎡。譲渡人「邑久町大富■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町大富729」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は387㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は5,107㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町大窪■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町豊原418」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,071㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は4,394㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の田中委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「邑久町虫明■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「備前市浦伊部■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町虫明863-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は172㎡。譲受人の農地までの距離は1m。耕作面積は3,175㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■■ ■■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■■■」。譲渡人「兵庫県伊丹市昆陽泉町■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上945-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は375㎡。「長船町磯上945-4」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は36

7 m²。譲受人の農地までの距離は300 m。耕作面積は14,608 m²となっております。家族数、耕作者数いずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10 aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、担当の山本委員、お願いします。

山本委員 1番案件についてご説明させていただきます。譲受人の■■■さんは、県外より瀬戸内市に移住してこられ、農業を始めたいということで農地を探しておられました。申請地は3年ほど前は譲渡人の親族が耕作をしていましたが現在はされていない状態で、今回譲受人との話がまとまり申請に至りました。譲受人の■■■さんは■■■と高齢ですが、農業経営の支援をしてくれる農業団体もあり、耕作をするにあたっての問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件、3番案件

ついて担当の佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 2番案件についてご説明します。譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■■さんは親戚関係にあります。現在、譲渡人の■■■さんは大阪に住まわれており、今後も瀬戸内市に戻る予定がないため、これまでも申請地を耕作していた譲受人に譲渡するものです。次に3番案件についてですが、申請地の6筆のうち、4筆はこれまでも譲受人の■■■さんが耕作をされていました。2筆については譲渡人の■■■さんが管理をしていましたが、高齢のため今後は管理が難しいということで、譲受人の■■■さんと話がまとまり申請に至りました。どちらについても譲受人が今後も耕作をされるということで、問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、担当の岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 4番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんと■■■さんはともに高齢で、今後耕作をしていくことが難しく耕作者を探しておられました。申請地は譲受人である■■■さんの自宅に近く、耕作がしやすいということで話がまとまったそうです。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について担当の田中委員、お願いします。

田中委員 5番案件についてご説明します。譲渡人が高齢のため今後耕作を続けることが難しく、耕作者を探していたところ、申請地の周辺を耕作している譲受人の■■■さんと話がまとまったそうです。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について担当の鷹取委員、お願いします。

鷹取委員 6番案件についてご説明します。譲渡人の■■■■■さんは、最近申請地を相続されましたが、市外に住んでいるため管理ができないということで、申請地の近くに住まわれている譲受人の■■■さんと話がまとまったそうです。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番案件について担当の藤原委員、お願いします。

藤原委員 7番案件についてご説明します。譲渡人の■■■■■さんはもともと長船町磯上が出身ですが、現在は兵庫県に住んでいます。そのため申請地の管理ができず耕作放棄地になっていたところ、譲受人の■■■■■さんが代わりに管理をするということで話がまとまりました。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「大阪府大阪市阿倍野区昭和町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■」。
土地の所在地は「邑久町山田庄1003-1」。地目は「田」。面積は499㎡。転用目的は「農家住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 136.63㎡」。建ぺい率は、「27.3%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kg。資金は自己資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6頁目をご覧ください。邑久小学校から北東に約460mの所に位置しております。

【2番案件】

申請人「邑久町本庄■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町上山田1955-2」。地目は「田」。面積は196㎡。「邑久町上山田1962-6」。地目は「畑」。面積は206㎡。転用目的は「木工制作作業場および進入路」。施設の概要は「作業場 4棟 200㎡、資材置場 300㎡、駐車場 100㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は自己資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7頁目をご覧ください。大蔵寺から南東に約500mの所に位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について担当の立岡委員、お願いします。

立 岡 委 員 1番案件についてご説明します。申請人は現在、大阪に住んでおられますが、今回瀬戸内市に戻り、農業経営を開始するというので、そ

■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豆田 8 2 4 - 5」。地目は「畑」。面積は 3 0 6 m²。転用目的は「露天資材置場」。施設の概要は「資材置場 3 0 6 m²」。農地区分は第 2 種農地で普通畑。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、1 0 a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料 9 頁目をご覧ください。株式会社岡山村田製作所から北へ約 7 8 0 m の所に位置しております。

【3 番案件】

譲受人「邑久町尾張 2 8 8 番地 2 不動産業 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「邑久町豊原■■■■ ■■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊原 3 1 4 - 1」。地目は「田」。面積は 1 8 1 m²。「邑久町豊原 3 1 4 - 2」。地目は「畑」。面積は 1 4 m²。「邑久町豊原 3 1 6 - 1」。地目は「田」。面積は 5 5 3 m²。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 2 棟 1 8 8 . 8 0 m²、駐車場 1 8 9 . 7 0 m²、道路 3 9 . 2 4 m²」。建ぺい率は「2 6 . 6 %」。農地区分は第 2 種農地で 1 0 a あたりの収量は米 4 5 0 kg。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、1 0 a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料 1 0 頁目をご覧ください。ブルーライン瀬戸内 I C から北へ約 2 9 0 m の所に位置しております。

【4 番案件】

譲受人「牛窓町牛窓 3 1 8 8 番地 1 建設業 康愛産業株式会社 代表取締役 友野 顕」。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊原 3 3 0」。地目は「田」。面積は 8 9 9 m²。転用目的は「事務所、駐車場、資材置場」。施設の概要は「事務所 8 1 . 2 4 m²、駐車場 2 0 0 m²、資材置場 1 0 0 m²」。農地区分は第 2 種農地で 1 0 a あたりの収量は米 4 2 0 kg。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、1 0 a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料 1 1 頁目をご覧ください。ブルーライン瀬戸内 I C から北へ 3 6 0 m 所に位置しております。

【5 番案件】

借人「長船町磯上 3 2 7 8 番地 2 4 運送業 株式会社長船サービス 代表取締役 嶋村 英也」。貸人「長船町磯上■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町磯上 9 4 4 -

- 立岡委員 1番案件についてご説明します。借人の■■■■さんは、貸人である■■■■さんのお孫さんです。■■■さんは現在賃貸アパートに住んでいますが、手狭になっているため、祖父の家の近くに自宅を建てられるということです。将来的には農業の後継者になれるということで問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件について、佐藤委員、お願いします
- 佐藤委員 2番案件についてご説明します。申請地は現在、耕作放棄地になっております。周囲を大和クレスの敷地に囲まれていて、資材置き場の不足で困っているということで、双方話がまとまったそうです。排水については大和クレス側の敷地にある既存の排水路に接続するということが問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件、4番案件について、田中委員、お願いします
- 田中委員 3番案件についてご説明します。申請地は周囲を宅地に囲まれており農地として取り残されている状況です。排水同意も得られていますので問題はないと思います。次に4番案件についてご説明します。申請地は県道に面した農地で、ブルーラインに近く交通の便が大変良いところです。譲受人の康愛産業が既存の事務所敷地が手狭なため、申請地に移転する計画です。隣地同意や排水同意等得られていますので、問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について藤原委員、お願いします
- 藤原委員 5番案件についてご説明します。貸人の■■■■さんと■■■■さんは親子の関係にあります。申請地は池がかりで耕作するのが難しい状況で、■■■■さんが経営する運送業の駐車場用地にしたいということで申請されています。排水面の協議もされていますので、特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、6番案件について射越委員、お願いします
- 射越委員 6番案件についてご説明します。申請地は学校や長船支所、商業施設等が近く、宅地化が進んでいるところに位置しており、今回譲渡人の■■■さんとクオリティライフの間で話がまとまり、建売分譲住宅にされるそうです。役員との協議も行われていますので、問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、7番案件について茂成委員、お願いします

- 茂成委員 7番案件についてご説明します。借人の■■さんは貸人の■■さんの娘婿になるそうです。この度、■■さんが岡山市から瀬戸内市に戻ってこられるということで、住宅を建てられるそうです。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目、5頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局 まず初めに、追加資料で配布しております「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局長よりご説明申し上げます。
- 【別紙資料のとおり全会一致で決議】**
- 次に、今後の予定を申し上げます。2月の総会は2月13日(木)に瀬戸内市役所2階大会議室で開催予定です。3月の総会は3月10日(火)に開催予定です。よろしく申し上げます。事務局からは以上です。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度
1月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時18分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和2年1月15日

議 長

署名委員

署名委員

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底すること。

令和2年1月15日
瀬戸内市農業委員会